

令和7年度 第1回 千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会（定例会） 議事録

1 日 時：令和7年6月10日（火）午前10時00分～午前11時30分

2 場 所：千葉市役所 XL301会議室

3 出席者：（委員）

野口 泰三、佐々木 剛、三木 乾哉、西田 祥子、愛甲 修子

（教育委員会職員）

中島 千恵 教育次長、川名 正雄 学校教育部長、小林 公人 学事課長、松田 昌幸 教育改革推進課長

小石 伸一 教育指導課長、高橋 泰雄 教育支援課長、太刀川 裕 保健体育課長

川島 政美 教育職員課長、渡辺佳代子 教育センター所長、小谷 泰也 養護教育センター所長

（事務局）

山田 哲三 教育支援課 主任指導主事、畠山 久江 教育支援課指導主事

4 議 題

- （1）開会
- （2）教育委員会挨拶
- （3）委員紹介及び任命
- （4）正副委員長の選任について
- （5）委員長挨拶
- （6）委員会の運営について
- （7）本市のいじめ防止対策等について
- （8）協議
- （9）その他
- （10）閉会

5 議事の概要

- （1）開会
高橋教育支援課長の進行により開会。
- （2）教育委員会挨拶
中島教育次長から挨拶。
- （3）委員紹介及び任命 （4）正副委員長の選任について （5）委員長挨拶
いじめ等の対策及び調査委員を高橋教育支援課長より紹介し、一言ずつご挨拶を頂いた。
一言ずつの挨拶の際に、委員長、副委員長には就任の挨拶を併せて頂いた。
教育委員会職員、事務局は資料をもって紹介とした。
- （6）委員会の運営について
事務局から、本委員会の設置条例をもとに、本委員会の運営について説明をした。
- （7）本市のいじめ防止対策等について
事務局から、「千葉市いじめ防止基本方針」「いじめ対応マニュアル」「学校いじめ防止基本方針」等、本市のいじめ防止対策について説明をした。
- （8）協議

6 会議経過

- （1）開会
（高橋教育支援課長）本日、傍聴人の方はいらっしゃいますか？

（山田主任指導主事）はい、本日はおりません。

（高橋教育支援課長）定刻となりましたので、始めさせていただきます。私は本日進行を務めさせていただきます、教育支援課課長の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。本日の会議ですが、公開内容はレジメの7番までとなります。8番からは個別の事案のため非公開となりますので、ご了承ください。

本日は大変お忙しいところ第1回、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会にご出席いただきまして、ありがとうございます。では、開会にあたりまして、中島教育次長よりご挨拶申し上げます。

（2）教育委員会挨拶

（中島教育次長）教育次長の中島でございます。本日はご多忙の中、そして、お足元悪い中、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。本委員会でございますが、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例に基づきまして、平成26年に附属機関として設

置をいたしまして、本市のいじめの防止等の対策の提言や教育委員会の諮問によります、いじめ等の重大事案の事実関係を調査いただくものでございます。委員の皆様方これまでに引き続きまして、野口委員、佐々木委員、西田委員、愛甲委員、そして新しくお引き受けいただきました。三木委員の皆様におかれましてはお力添えをいただけますこと、心より感謝を申し上げます。ありがとうございます。本市といたしましては、いじめはどの子供にも、どの学校にも起こり得るものであると捉えまして、いじめの未然防止、早期発見、早期解消を基本といたしまして、学校全体で組織的に対応することを大切にいたしております。各学校におけます実効力のあるいじめ対策となりますよう、本市の実態を分析し、対策につきまして、委員の皆様専門的な現地からご意見やご条件を賜りたいと考えております。結びとなりますが、委員の皆様方におかれましては、公私ともにお忙しい中とは思いますが、本市のいじめ対策の充実に向けまして、特段のお力添えを申し上げます、簡単ではございますが、私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(3) 委員紹介及び任命

(高橋教育支援課長) 続きまして、委員紹介並びに委員の任命です。野口委員、西田委員、佐々木委員、愛甲委員に置かれましては、令和8年6月3日まで任期がございます。引き続きご尽力ご助力の方、いただくことになっております。本日、佐々木委員、愛甲委員におかれましては、公務のため欠席となっております。また、昨年度副委員長でいらっしゃった國吉委員は、今年の3月末の所属内の定期人事異動によりご退任されました。新しく、三木乾哉委員に本調査委員会にご尽力いただくことになりました。これに伴い、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第4条第3項及び第4項に則って、三木委員を、委員として、令和7年4月1日付で任命させていただきます。この後、任命書をお渡ししますので、よろしくお願いいたします。

三木乾哉様、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会委員に任命します。令和7年7月1日から令和8年6月3日まで、令和7年4月1日、千葉市教育委員会。どうぞよろしくお願いいたします。

(4) 正副委員長の選任について

(高橋教育支援課長) また本委員会の委員長及び副委員長ですが、委員長には昨年度から引き続き野口委員、副委員長につきましては事前に委員の皆様からご意見をいただき、互選によって佐々木委員に決定しております。それでは、委員となられました皆様ご紹介いたします。お手元の資料2ページをご覧ください。委員については、野口委員長、佐々木副委員長から紹介させていただき、その後、名簿の順で紹介させていただきます。私がお名前を紹介いたしましたら、お座りになれたままで結構ですので、一言ご挨拶をいただきたいと思います。始めに野口泰三委員長でございます。

(5) 委員長挨拶

(野口委員挨拶) はい、委員長の野口です。よろしくお願いいたします。私自身は、弁護士をしております、こちらの調査委員会としては2020年から調査委員を務めております。昨今、SNSとの浸透もありまして、いじめの問題も多様化しているというふうに、聞いておりますが、私は、この間、勤めている中では、さほどそれが反映された事案というものは、なかったかなとは思っております。私自身、子どもたちとも世代がだいぶ離れてきて、SNS等全然やってないので、分からないこともありますが、先入観を持たず、新しい問題にも対応して調査をしていきたいと考えております。

(高橋教育支援課長) 続きまして、佐々木剛副委員長でございます。公務のため欠席となっております。佐々木先生は精神科医として医者立場から、いろいろご意見等いただくことになっております。続きまして、今年度から引き受けていきました三木乾哉委員でございます。

(三木委員挨拶) 委員を拝命いたしました、千葉大学の三木でございます。以前は、公立中学校の方で、教員と、教頭の方を勤めさせていただいて、また、近年は教育委員会で学校支援ICTの方を担当しておりました。現在の大学では、教職大学院で、現場の先生方や教育学部の学部生に生徒指導やICTの授業を担当させていただいております。いじめは重大な課題だと私も認識しておりますので、公平な立場で、誠実に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

(高橋教育支援課長) ありがとうございます。続きまして、西田祥子委員でございます。

(西田委員挨拶) 委員の西田祥子と申します。私も普段は弁護士をしております。弁護士会の活動の中で子どもの権利委員会に所属しており、学校人権、いじめ等の学校課題について扱っております。弁護士の中では、学校関係の問題との関わりが多い方だと思います。先ほど野口委員長もお話ししておりましたが、デジタルデバイスがあることによって、今のお子さんのコミュニケーションが、とても複雑になって、しんどい思いをしている子どもも多くなっていると思っております。子どもは未来の主権者なので、健やかに育っていく社会の実現のために少しでも役に立てたらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

(高橋教育支援課長) ありがとうございました。続きまして、愛甲修子委員でございます。本日公務のため欠席となっております。愛甲先生は、公認心理士の立場でいろいろご助言をいただくことになっております。では、5名の先生方、今後ともどうかよろしくお願いいたします。続きまして、教育委員会の事務局の職員の紹介ですが、こちらはお手元2ページの資料を持って紹介にかえさせていただきます。昨年度と若干メンバーが変わっています、どうかよろしくお願いいたします。それでは、これより議事に入らせていただきます。この後の議事進行につきましては、野口委員長にお願いしたいと思います。野口委員長、よろしくお願いいたします。

(6) 委員会の運営について

(野口委員長) はい、かしこまりました。記事を進めさせていただきます。それでは、次第によりまして記事を進めていただきます。まず、「6 委員会の運営について」になります。事務局よりご説明をお願いいたします。

(山田主任指導主事) 本年度、事務局を務めさせていただきます、教育支援課、主任指導主事の山田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。それでは、着座にて失礼させていただきます。

まず、資料1、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例をご覧ください。重点事項のみ説明させていただきます。第1条につきましては、本委員会の設置目的について示しております。

また、第2条におきましては本対策調査委員会が取り扱ういじめ等による重大事態の定義について示しております。また、本市が設置した学校におけるいじめ、体罰、学校管理下において発生した事故を対象としております。

続いて第3条です。委員会の所掌事務を定めております。(1)が対策についての審議についてです。(2)から(4)につきましては、調査及び、審議について定めております。

第4条から第6条においては、委員会の組織や会議等について、定めております。本対策調査委員会は、委員5人以内で組織し、任期は2年、また、第2項で臨時委員を置くことができることを定めております。会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ開くことができません。本日は5名の委員のうち3名出席ということで、要件を満たしております。議事についてきましては、出席した委員及び臨時委員の過半数で決定いたします。可否同数の時は委員長の決することによります。

第7条に関しましては調査に関して、定めております。

第8条では、前条第7条の調査のために必要に応じておくことができる調査員について、定めております。

第9条になりますが、前条までのほか、更に必要な事項については、委員長が委員会に諮って定めることができますとしております。

次に、「資料2、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会運営要項」についてです。こちらについては、平成29年の4月1日、第1回の本対策調査委員会にて協議していただき、修正し、ご承認していただいた要項となります。

続きまして、「資料3になります。千葉市いじめ等による重大事態への対処に関する要項」についてです。こちらにつきましては、千葉市教育委員会いじめ等の対策及び調査委員会設置条例第2条に規定するいじめ等による重大事態への対処に関し、必要な事項を定めたものとなります。

続いて、「資料4 いじめ等の重大事態に対する対処といじめ防止等の対策についてのイメージ」をお示ししております。重点事項についてのみ説明いたします。

本対策調査委員会につきましては、中央の色を塗ったところに位置付けられております。本市のいじめ防止等の対策を審議するとともに、教育委員会の諮問を受けて、いじめ等の重体自体の調査をし、事実関係を可能な限り明らかにし、調査結果を報告するとともに、問題解決のための方策や再発防止策について提言をしていただきます。その下に、市長部局の附属機関である「千葉市いじめ等調査委員会」がございます。いじめ等による重大事態の再調査を行う機関ですので、左側の「重大事態等への対処」の欄に位置付けております。「いじめ問題対策連絡会」ですが、学校関係者、また警察関係者、関係閣下等が連携を図り、いじめ問題に対して、それぞれの立場でどのような対策を講じているか等について情報交換を行う機関ですので、右側の「いじめの防止等の対策」の欄に位置づけております。

続いて、「資料5」につきましては、「千葉市情報公開条例」の抜粋、「千葉市情報公開条例施行規則」の抜粋を掲載しておりますので、ご参照ください。説明は以上となります。

(野口委員長) はい、ありがとうございました。何かご意見等がございましたら、お願いいたします。

特にございませんので、次の議事に移りたいと思います。

(7) 本市のいじめ防止対策等について

(野口委員長) 続きまして、「7 本市のいじめ防止対策等について」、事務局よりご説明をお願いいたします。

(山田主任指導主事) 「資料6 千葉市いじめ防止基本方針」です。これは国のいじめの防止等のための基本方針を基本的な方針を踏まえて、いじめ防止等のための対策をより総合的かつ効果的に推進するために作成したものになります。本基本方針につきましては、昨年度8月のいじめの重大事態の調査に関するガイドラインの改定に伴い、改正する必要があると考えております。本市では資料6、「千葉市いじめ防止基本方針」に加えて、「資料7 いじめ対応マニュアル」、「資料8 学校いじめ防止基本方針策定の手引き」等を参照し、各学

校におきまして、資料9「学校いじめ防止基本方針」、資料10「学校いじめ防止資料計画」を策定し、学校ホームページにて公開しております。また、教育委員会では「生徒指導調査研究委員会」を設置し、生徒指導に関する調査研究を行い、報告書を作成し、各学校の指導の参考になるように努めております。昨年度は「ICTを活用した生徒指導、教育相談の充実」をテーマに報告と作成いたしました。資料11にはダイジェストを載せておりますので、ご参照ください。続いて、資料12「いじめ対応リーフレット」令和3年度版になっております。こちらの方も適宜見直しを図り、新しいものが出せればというところで、検討して参りたいと思います。資料13-1、裏面13-2「いじめ被害児童生徒報告書」をご覧ください。令和4年度より様式1「月例報告」だけでなく、様式2「随時報告」を加え、校内のいじめ対策委員会で新たないじめ事案の認知について協議したのち、教育支援課に報告するシステムに変更しました。このことにより今まで以上に早く教育委員会にいじめ事案の報告ができるようになりました。また、随時報告の内容を受けて指導主事が学校等に現状を確認し、必要に応じて助言しております。資料14につきましては、いじめの重大事態の疑いのある事案対応のフロー及びチェックリストとなっております。資料15をご覧ください。令和6年度の第3回の本委員会定例会で承認されました、千葉県における「いじめ重大事態に関する調査結果公表ガイドライン」を掲載させていただきました。説明は以上となります。ありがとうございました。

（野口委員長） ただいまのご説明を聞いて、ご意見等がございましたら、お願いいたします。

では、特段ないようですので、次は協議に移るということになります。今回、傍聴者はいらっしゃらないということですので、そのまま続けていきます。

（8）協議

議題（8）に関わる会議経過については、「千葉県情報公開条例第7条第2号に該当する情報（個人情報）が含まれているので表示していません。